

杏仁会熊本県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱

一般財団法人杏仁会

第1 目的

この制度は、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、杏仁会の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

介護福祉士修学資金貸付事業

文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

第2 実施主体 実施主体

本事業は、一般財団法人杏仁会（以下「杏仁会」という。）が行う。

第3 介護福祉士修学資金貸付事業

第1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者

(1) 貸付対象者の要件

貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者とし、次の①及び②の要件を満たす者とする。

なお、他の民間法人から重複して貸付けを受けることはできない。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 卒業後に杏仁会の病院または施設の業務に従事しようとする者

イ 学業成績等が優秀と認められる者

ウ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

② 平成30年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 貸付対象者の選定

貸付対象者の選定にあたっては、公正かつ適切に行う。

2 貸付期間

貸付期間は、原則として介護福祉士養成施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、病気等の真にやむを得ないと認める事由により留年した期間中については、これに含める。

3 貸付額

貸付額は次の（1）または（2）の選択制とする。

(1) 月額50,000円以内

(2) 月額60,000円以内

ただし、次の①および②に定める額を、加算することができるものとする。

①入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

②就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内

4 貸付けの申請

修学資金の貸付けを受けようとする者（本事業による貸付けを受けようとする者を以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、杏仁会に提出しなければならない。

① 個人情報の取扱いについての同意書（第2号様式）

② 自己推薦書（第3号様式）

5 選考結果の通知

法人は、修学資金の貸付けを行うことを決定したときは、貸付決定通知書（第4号様式-1）により、貸付けを行わないことを決定したときは貸付不承認決定通知書（第4号様式-2）により申請者に通知する。

6 借用証書

(1) 貸付けの決定を受けた者は、貸付決定の通知を受けた日から20日以内に、印鑑証明書を付した借用証書（第5号様式）を杏仁会に提出しなければならない。

(2) 前項の期間内に借用証書を提出しない者は、修学資金の借受けを辞退したものとみなす。

7 貸付金の交付

(1) 杏仁会は、借用証書の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。

(2) 修学資金の交付は、下記の表の左欄に掲げる月の分を同表の右欄に掲げる月に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

期間	交付月
4月から9月まで	4月
10月から3月まで	10月

第7 貸付方法及び利子

1 本事業による貸付けは、杏仁会と借受人との契約により行うものとし、貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

2 利子は、無利子とする。

第4 連帯保証人

1 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人とする。

2 連帯保証人は、成年で独立して生計を営む者でなければならない。

3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

4 申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするとき又は連帯保証人が死亡したときは、新しい連帯保証人をたて、連帯保証人変更申請書（別記第6様式）により杏仁会の承認を受けなければならない。

第5 貸付契約の解除及び貸付けの休止

1 杏仁会は、借受人が次の（1）から（5）までのいずれかに該当し、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

（1）退学したとき。

（2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（3）学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

（4）死亡したとき。

（5）その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2 杏仁会は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 杏仁会は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

4 杏仁会は、契約の解除又は貸付けの休止の決定をしたときは、その旨を当該借受人には契約解除通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

第6 返還の債務の当然免除

杏仁会は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

次の（1）又は（2）のいずれかに該当するに至ったとき。

（1）介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、杏仁会内の病院または施設の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、第3条3項（1）号の場合は3年、（2）号の場合は5年（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

（2）返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

第7 返還

1 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から杏仁会が定める期間（返還債務の履行が猶予

されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、杏仁会が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 介護福祉士養成施設から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 杏仁会内の病院又は施設において業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (5) 第12の届出義務を怠ったとき

2 返還方法の申請等

- (1) 返還の債務を履行しなければならない借受人は、当該履行の事由が生じた日(その日において第8の規定による返還の債務の履行猶予の決定を受けている借受人にあっては、当該猶予の事由が消滅した日)から起算して20日以内に返還計画書(別記第8号様式)を杏仁会に提出しなければならない。

ただし、返還の期間は、第5の3の規定により貸付が行われなかった期間を除いた貸付期間の2倍に相当する期間を上限とする。

- (2) 前項の規定により返還方法申請書を提出しなければならない者が期間内にこれを提出しなかったときは、その期間の末日に、貸付期間の2倍に相当する期間の毎月末日を返還期日とする月賦均等償還の方法を返還の方法とする返還計画書(別記第8様式)を提出したものとみなす。
- (3) 返還方法を変更しようとする者は、返還方法変更申請書(別記第9号)を杏仁会に提出しなければならない。ただし、杏仁会が提出の必要がないと認めた者については、この限りではない。

第8 返還の債務の履行猶予

杏仁会は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3 返還猶予の申請等

- (1) 前2項の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(別記第10号)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて杏仁会に提出しなければならない。

第9 返還の債務の裁量免除

杏仁会は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額

(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付額を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

第10 延滞利子

杏仁会は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として取り扱わないことができる。

第11 その他必要となる事項

本事業の円滑な実施に当たり必要となるその他の事項については、杏仁会が別に定めることとする。

第12 届出義務

- 1 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに各号に掲げる様式により杏仁会に届け出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名、その他の重要な事項に変更があったとき。

住所・氏名変更届（第11号様式）

(2) 借受人が休学し、復学し、留年し、転学し、退学し、若しくは卒業したとき又は停学若しくは退学の処分を受けたとき。

休学・留年・停学・復学・転学・退学・卒業届（第12号様式）

(3) 借受けを辞退するとき。

貸付辞退届（第13号様式）

この実施要綱は、平成30年4月1日から施行する。